



広報
阿波

かつら

「住みたい」「帰りたい」「暮らしてみたい」
～誰もが幸せを感じられるまち 阿波かつら～



4月号

2026年[令和8年]
No.670

勝浦町トイレカー納車

令和7年度 朝桐奨学賞・9か年皆勤賞

朝桐奨学賞

令和7年度朝桐奨学賞に山路
隆斗さんと武市 萌々愛さんが選
ばれました。

3月5日(木)、勝浦中学校授賞
式が行われ、野上町長から朝桐奨
学賞の賞状授与と、記念品の贈呈
がありました。

*朝桐奨学賞とは

名誉町民・故朝桐 猪平氏の
ご遺族から寄贈いただいた資金
で設けられたもので、毎年勝浦
中学校を卒業する生徒の中から
男女1名ずつ、品行・学業とも
に優秀な方に贈られています。

9か年皆勤賞

令和7年度に勝浦中学校を卒業
する生徒の中で、小学校・中学校
とすべて皆勤であった大下 蓮さ
んに教育委員会から表彰状と記念
品が贈られました。

毎日の健康管理等、9年間のす
ばらしい努力の賜といえます。
引き続き健康に留意され、ます
ますご活躍されますことをお祈り
いたします。



大下 蓮さん(生名)



武市 萌々愛さん(山西)



山路 隆斗さん(今山)

トイレカーを導入 しました

災害発生時における避難所等のトイレ確
保対策として、自走式のトイレカー2台導
入しました。災害時には、避難所などへの
設置や被災地には派遣するほか、平時にお
いてもイベントなどや活用することにして
います。

今後、公務で使用しないときの有効活用
を図るため、トイレカーの貸し出しを行
います。

トイレカー貸出の詳細はホームページ等
に掲載をします。



勝浦町男女共同参画 講演会開催

令和8年2月21日(土)、勝浦町農村環境
改善センターにおいて、勝浦町男女共同参
画講演会を開催しました。

勝浦町PR大使である福富 弥生さん
による司会のもと、講師に落語家 笑福亭
学光さんをお迎えし、「笑いでコミュニケ
ーションづくり〜女(ひと)と男(ひと)〜
と題して講演いただきました。

明るく健やかな人生を送るためには笑い
が不可欠であること等、腹話術を織り交ぜ
たユニークな漫談でお話くださいました。

今後も引き続き、男女共同参画社会の実
現に向け取り組んでまいりますので、御理
解、御協力をお願いいたします。



「住み続けたい」「帰ってきたい」「暮らしてみたい」
〜誰もが幸せを感じられるまち 阿波かつうら〜



子育て交流支援センターに遊びに来ませんか？

子育て交流支援センターでは、毎週金曜日に親子で楽しめるイベントや、子育て中のお母さんのサポートにもつながる様々なイベントを開催しています。子育て中の仲間の交流の場として、お子さんと一緒に楽しく参加し、情報交換しませんか？ぜひ一度遊びにきてください♪

4月の行事予定

3(金)	親子ヨガ ※動きやすい服装で、水分をご持参ください。
10(金)	親子ふれあい遊び&お誕生会
17(金)	UVケア ※お使いの日焼け止めをご持参ください。
24(金)	バルーンアート

▶時間 10:30~11:30

▶場所 子育て交流支援センター

▶対象者 町内在住の0~5歳児の子どもと保護者並びに妊婦さん(予約は必要ありません)

子育て相談日

▶日時 毎週金曜日 9:30~16:00

専門資格を持った子育て相談支援員による相談を受け付けています。子育てに関する悩みや相談など、お気軽にご相談ください。妊娠中のお母さんなど、おひとりでの来所も大歓迎です。

☎ 子育て交流支援センター

☎0885(44)2026

開館時間 9:30~17:00

休館日 月曜・水曜・祝日



「バレンタインプレゼント作り」



子育て支援センター事業 子育てサロン「こあら組」

▶時間 10:00~11:30(行事)

▶場所 勝浦みかん保育園

▶対象者 0歳~5歳(家庭で保育されている子どもと保護者)

平日 9:30~11:30/13:00~16:00

【育児相談】

勝浦みかん保育園では、子育てに関する相談を行っています。気軽にご相談ください。

▶相談時間 平日 8:30~17:30

▶場所 勝浦みかん保育園

▶内容 乳幼児に関する来園相談・電話相談

▶行事予定(予約は必要ありませんので、自由にご参加ください。)

8(※)	☆新年度受付 ☆大型絵本の読み聞かせ “はじめまして”
15(※)	☆いちご狩りIN 観光農園サニーズファーム ※事前予約のみ
22(※)	☆4月誕生会 10:30~ ☆身体測定・発育・発達相談 ☆看護師による親子講習 “予防接種について”

☎ 勝浦みかん保育園

☎0885(42)2246

携帯090(7789)2246



「家族の絆を深める願いを込めてミモザのリース作り」



information

お知らせ

「募集」「イベント」「お知らせ」など暮らしに役立つ情報をお届けします。

勝浦町役場 ☎0885(42)2511(代)
〒771-4395 勝浦町大字久国字久保田3



こどもすこやか相談

お子さまの発育や発達で気になることがあれば、ご相談ください。児童発達支援センター めだか 相談員が応じます。

▶日時 4/23(木) 15:00~16:00

▶場所 勝浦町住民福祉センター

▶予約・申し込み 福祉課 保健師
4/6(月)まで(要予約)

☎ 福祉課 ☎0885(42)1502



環境美化花づくり事業 に取り組みませんか？

町内の各地区の花壇やゴミの集積所周辺に花などを植えて管理をされ、環境美化にご協力いただけるボランティア活動団体にご協力いただけるボランティア活動団体に、予算の範囲内で事業費の一部を助成いたします。

この助成を受けようとする団体は、住民課備え付けの申請書に必要事項をご記入のうえ、令和8年5月29日(金)までにお申し込みください。

☎ 住民課 ☎0885(42)1501



勝浦町学校支援地域本部事業

学校支援ボランティア 活動紹介

勝浦町学校支援地域本部では地域の子どものため、学校と連携を図りながら教育活動や環境整備などを支援するボランティアを実施しています。令和7年度の活動について、一部ご紹介させていただきます。ボランティアの皆さんありがとうございました。

- 愛校奉仕作業
- 登下校の見守り
- しめ縄作り体験 など

ボランティアを募集しています

保護者の方並びに勝浦町内もしくは近郊にお住まいの方なたでも登録OKです。御協力いただける方がいらっしゃいましたら、勝浦町学校支援地域本部までご連絡ください。

☎ 教育委員会内 勝浦町学校支援地域本部
☎0885(42)2515



募

ポリテクセンター徳島
求職者向け職業訓練
受講生募集

■7ヵ月コース(訓練期間:R.8/6/2(火)
~12/23(水))

- ・住宅福祉リノベーション科
- ・電気設備技術科
- ・はじめての溶接科(企業実習付き)

▶**対象者** 公共職業安定所に求職の申し込みをしている方など(入所選考あり)

▶**受講料** 無料(テキスト代等は必要)

▶**募集期間** 3/31(火)~4/27(月)

▶**申込先** 住所を管轄するハローワーク

問 ポリテクセンター徳島

☎088(654)5102

(土日祝を除く、平日9:00~17:00)

i

休日年金相談・
時間延長年金相談

▶**休日年金相談**

4/11(土)

受付時間 10:00~15:00

▶**時間延長年金相談**

4/6(月)・13(月)・20(月)・27(月)

受付時間 9:00~18:00

▶**予約制による年金相談の実施**

電話又は年金相談窓口で受付

予約の際は、『基礎年金番号』『相談者および配偶者氏名』『電話番号』『相談内容』等について確認させていただきます。

問 予約受付専用電話

☎0570(05)4890

問 徳島南年金事務所 お客様相談室

☎088(652)1511

i

固定資産税台帳の縦覧

縦覧制度は、土地、家屋の固定資産税を納税している方が、自己の所有する土地・家屋と他の土地・家屋の固定資産税評価額(税額の記載なし)を比較し、固定資産税課税台帳に登録された価格が適正であるかを判断するための制度です。

▶**縦覧できる方と必要書類**

納税者(共有者)

- ・本人確認書類

納税者の同世帯の親族

- ・同世帯親族の本人確認書類

- ・勝浦町に住所登録がない方は、世帯の住民票等

納税者の相続人

- ・相続人の本人確認書類

- ・納税者の除籍謄本等

- ・相続人の戸籍謄本等

納税管理人

- ・納税管理人の本人確認書類

委任状の保有者

- ・代理人の本人確認書類

- ・委任状

(つぎの記載事項が必要)

- ① 代理人の住所・氏名
- ② 委任事項
- ③ 作成年月日
- ④ 委任者の住所・氏名・押印

▶**期間** 4/1(水)~6/1(月)

(土曜日・日曜日・祝休日を除く)

▶**時間** 8:30~17:00

▶**場所** 税務課

▶**手数料** 無料

問 税務課 ☎0885(42)1503

i

消防団員の方対象
準中型自動車運転取得の
取得費用を補助します

平成29年の法律改正により、普通免許で運転可能な車両総重量が3.5トンに変更されました。そのため、法律改正後に取得した普通免許では、町消防団が所有する3.5トン以上の消防車両を運転することができなくなりました。

3.5トン以上を配備している分団員の方を対象として、準中型自動車運転取得の取得費用の補助制度を創設しました。なお、補助制度の内容等はお問い合わせください。

問 総務防災課 ☎0885(42)2511

i

軽自動車税の納税通知書
は5月に送付します

軽自動車や原動機付自転車、小型特殊自動車などにかかる軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に課税されます。納税通知書は毎年4月10日に送付していましたが、令和8年度から納税通知書は5月10日に送付します。令和8年度は、5月8日に送付させていただきます。

問 税務課 ☎0885(42)1503



令和8年度国民年金保険料

▶**国民年金保険料の金額**

令和8年度の国民年金保険料は、「月額17,920円」です。

▶**国民年金保険料納付額比較(令和8年4月時点)**

種類	1ヵ月分		6ヵ月分		1年分		2年分	
	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額
毎月納付	17,920円	—	107,520円	—	215,040円	—	434,520円	—
納付書 (現金前納)	—	—	106,650円	870円	211,220円	3,820円	418,510円	16,010円
口座振替	17,920円	—	106,300円	1,220円	210,530円	4,510円	417,150円	17,370円
	17,860円 (早割)	60円						
クレジット	17,920円	—	106,650円	870円	211,220円	3,820円	418,510円	16,010円

※2年分の保険料額・割引額について、令和9年度の国民年金保険料を月額18,290円として計算しています。

※クレジットカード納付による6ヵ月前納・1年前納・2年前納の割引額は、納付書による現金納付の割引額と同額です。

▶**令和8年4月の2年前納**

口座振替・クレジットカード納付による令和8年4月末振替(立替)の2年前納の新規申し込みは、令和8年2月末日で受付を終了しましたが、現金(納付書)での納付ができます。

令和8年4月から令和10年3月分までの前納納付書の使用期限は、令和8年4月30日(木)です。

令和8年度勝浦町育英奨学金貸付制度

☎ 教育委員会 ☎0885(42) 2515

優秀な学生であって経済的理由により修学が困難な者に対して、奨学金を無利子で貸付する制度があります。

▶**募集期間** 4/1(水)～4/30(木)
(土・日・祝日除く8:30～12:00、13:00～17:15)

▶**借入資格** 以下の全ての条件を満たす者

- (1) 町内に住所を有する者の子弟
- (2) 学校に現に在籍し、又は入学が決定している者
- (3) 学業及び人物が優秀で、かつ、心身ともに健康な者
- (4) 学資の支弁が困難と認められる者

▶**貸付期間** 令和8年4月から奨学生が在籍する学校の正規の最短修学期間

▶**貸付予定者** 高校生(高等専門学校生を含む)・徳島医療福祉専門学校生・大学生(短大生を含む)(人数については予算の範囲内)

▶**貸付金額**

《修学資金》 ・高校生 月額2万円以内
・徳島医療福祉専門学校生 月額3万円以内
・大学生 月額3万円以内
《入学準備金》 徳島医療福祉専門学校生及び大学生に入学資金として入学時に40万円以内

▶**申請書類**

- ① 奨学金貸付願書(様式第1号)
- ② 出身学校長の推薦書(様式第2号)
- ③ 在学証明書
- ④ 住民票(世帯全員の写し・全部記載のあるもの)
- ⑤ 令和7年中の所得確認資料
・源泉徴収票または確定申告書などの写し
・同一生計を営む家族全員のもの
- ⑥ 特別控除確認用調書及び書類
- ⑦ 授業料確認資料(大学パンフレットの写し等)
→5月下旬内定

▶**貸付内定後の必要書類**

- ① 誓約書(様式第4号)
- ② 借用書(様式第8号)
- ③ 所得証明書 ・同一生計を営む家族全員のもの
・最新の所得証明書
- ④ 印鑑登録証明書(本人及び連帯保証人)
- ⑤ その他必要書類
6月下旬確定(通知書発送)

奨学金貸付願書(様式第1号)、出身学校長の推薦書(様式第2号)、誓約書(様式第4号)、借用書(様式第8号)は教育委員会で用意しているほか、町ホームページからもダウンロードできます。

勝浦町地域包括支援センターからのお知らせ

介護予防に取り組んで元気で生き生きとした生活を送りましょう。
参加者を募集しています。

▶**生きがいデイサービスセンター みかんの郷**

- 日時** 月～金曜日(木曜日、祝祭日は休業)
10:00～15:30
- 利用料** 1回1,060円(昼食代込み)週1回の参加
- 場所** 生きがいデイサービスセンターみかんの郷
(特別養護老人ホーム喜楽苑内)
- 内容** 体操や脳トレ、買い物や趣味活動、ゲートボール等

▶**イキイキ元気教室(認知症予防教室)**

- 日時** 毎月第2木曜日 10:30～11:45
- 利用料** 1回530円
- 場所** 地域交流スペースオレンジホール
(特別養護老人ホーム喜楽苑内)
- 講師** 徳島医療福祉専門学校 作業療法士

▶**パワーアップ教室(運動器機能向上教室)**

- 日時** 毎月第4水曜日 10:00～11:15
- 利用料** 1回530円
- 場所** 生きがいデイサービスセンターみかんの郷
(特別養護老人ホーム喜楽苑内)
- 講師** 徳島医療福祉専門学校 理学療法士

※みかんの郷、イキイキ元気教室、パワーアップ教室は、65歳以上の方が対象です。申し込みが必要なのでご連絡ください。希望の方は、送迎ができます。

▶**いきいき百歳体操**

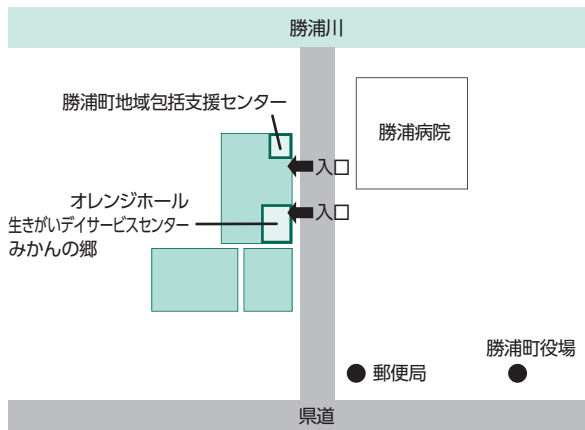
- 日時** 毎月第1水曜日 13:30～14:30
- 場所** 地域活性化センターレヴィタかつうら
- 内容** いきいき百歳体操、脳トレ

▶**ぽかりんカフェ(交流カフェ)**

- 日時** 毎月第3木曜日 13:30～15:00
- 場所** 地域活性化センターレヴィタかつうら
- 内容** いきいき百歳体操、認知症予防、介護相談等
※いきいき百歳体操、ぽかりんカフェは、参加費無料、申し込み不要です。ご自由に参加下さい。

毎月の日程は広報の介護予防行事に掲載しています。

勝浦町地域包括支援センター及び生きがいデイサービスセンターみかんの郷は、建物改築により4月1日に移転しています。



▶**お問い合わせ・申し込み先**

☎ 勝浦町地域包括支援センター(特別養護老人ホーム喜楽苑内)
勝浦町大字棚野字竹国13-1
☎0885-42-3966

犬の登録と狂犬病予防注射は忘れずに！

☎ 住民課 ☎0885(42)1501

令和8年度の犬の登録と狂犬病予防注射を次の日程で実施します。
年1回の狂犬病予防注射は法律により義務づけられています。必ず受けるようにしましょう。

▶当日持参していただくもの ●注射料 **3,300円** ●予診票(通知の裏側に印刷しています。)

日付	場所	時間	日付	場所	時間
4 / 21 (火)	坂本消防詰所	9:00~ 9:10	4 / 22 (水)	星谷運動公園公衆トイレ	9:00~ 9:20
	旧JA坂本事業所	9:15~ 9:25		今山ふれあい交流館	9:30~ 9:40
	旧JA与川内事業所	9:30~ 9:40		勝浦町役場	9:50~10:00
	農村環境改善センター	9:45~ 9:55		旧野上石油	10:05~10:15
	横瀬集会所	10:00~10:10		旧NTT勝浦支店	10:20~10:30
	中山消防詰所	10:15~10:25	4 / 23 (木)	野神設備	9:00~ 9:10
				沼江地区ごみステーション	9:15~ 9:25
				掛谷地区ごみステーション	9:30~ 9:40
				かつうら国土と未来振興協会	9:45~ 9:55
				旧農村婦人の家	10:00~10:10
				生名東林庵付近	10:15~10:25

※5月10日(日)にも全町を対象に実施します。時間や場所は広報5月号に掲載します。
※新しく犬を飼い始めた方は、登録が必要になります。
(登録料3,000円)犬の登録は住民課で随時行っています。
※飼い主の変更や飼い犬の死亡、転出、転入があった際は、住民課までご連絡ください。

飼い主のいない猫への不妊・去勢手術費の一部を助成します

☎ 住民課 ☎0885(42)1501

不必要な生命の処分や猫に起因する環境被害及び迷惑等の減少を図るため、飼い主のいない猫への不妊・去勢手術費補助金の一部を助成します。

- ▶申請期間 令和8年4月~令和9年3月
※期間中に申請できるのは1世帯5匹まで
- ▶補助金額 1匹あたり上限10,000円
- ▶申請に必要な物
 - ① 交付申請書兼実績報告書(様式第1号)
 - ② 手術前と手術後の猫の写真(全身および耳のV字カットが確認できるもの)
 - ③ 処置証明書(様式第2号)
 - ④ 領収書その他の手術に要した費用の支払を証する書類の写し
- ▶その他 申請にあたり注意事項等もございますので、詳細については事前に住民課へお問い合わせください。
先着順で受付し、予算の上限に達し次第終了となりますので、ご了承ください。



令和8年5月から防災気象情報が新しくなります

☎ 徳島地方気象台 ☎088(626)0676

国土交通省水管理・国土保全局と気象庁は、令和8年5月下旬(予定)から新たな防災気象情報の運用を開始します。
この新たな防災気象情報では、河川氾濫・大雨・土砂災害・高潮の警報などを、避難行動に対応した5段階の警戒レベルと整合させ、災害発生の危険度に応じたレベルの数字を名称に含めて発表します。レベル5に相当する河川氾濫の特別警報や警戒レベル4に相当する危険警報も新たに開始するなど、現行の大雨警報・注意報などが大きく変わります。

	河川氾濫	大雨	土砂災害	高潮
警戒レベル5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報
警戒レベル4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報
警戒レベル3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報
警戒レベル2相当	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報
警戒レベル1相当	早期注意情報			

レベル3警報やレベル4危険警報が発表されたら、自治体からの避難指示等に十分留意いただくとともに、大雨で危険度が高まった地域が地図で表示される「キキクル」や河川の水位情報を参照して、危険な場所にいる方は早めの避難を心がけてください。
気象庁ホームページに設けた特設ページ※では、新たな防災気象情報に関する様々な資料を掲載しています。これらの資料を参考に、情報が発表された際にどのような行動をとるか、ご家庭や企業・組織内であらかじめ決めていただくようお願いします。



※新たな防災気象情報に関する特設ページ
<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/bosai/keiho-update2026/index.html>

勝浦町簡易水道の次の地区において水道料金の改定を行います。

(令和8年4月より)

☎ 上下水道課 ☎0885(42)2512

日頃は、勝浦町簡易水道をご利用いただき誠にありがとうございます。
 この度、次の簡易水道地区について水道料金を改定しました。
 健全な水道運営のための改定となりますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いします。

【改定前料金】

▼現行料金

基本水量 (1ヵ月)	基本料金 (1ヵ月)	超過料金 (1㎡)
10㎡まで	968円	42円

西岡地区



【改定後料金】

▼令和8年4月から

メーター 口径	基本水量 (1ヵ月)	基本料金 (1ヵ月)	超過料金 (1㎡)
13mm	8㎡まで	1,320円	121円
20mm		1,540円	
25mm		1,650円	
30mm		1,980円	
40mm		2,750円	
50mm		3,410円	

農業集落排水施設の使用料を改定します

☎ 上下水道課 ☎0885(42)2512

日頃は、勝浦町横瀬にある農業集落排水施設をご利用いただき誠にありがとうございます。
 安定的な施設の維持管理のため、昨年度から段階的に勝浦町農業集落排水施設使用料金の改定を行っています。令和7年度から令和9年度までの3年間で改定していく予定です。
 令和8年度の改定については下記表のとおりです。
 ご理解とご協力のほどよろしくお願いします。

▶使用料の算定方法(1か月あたり)

基本料金 + 使用料
 ※中止の場合は基本料金のみ
 (例) 令和8年度 使用人員が3人の一般家庭の場合
 $800円 + 4,730円 = 5,160円$
 (請求は2か月ごと)

一般家庭用 し尿雑排水 (単位:円/月)

	現行		令和8年度
基本料金	520	➡	880
1人	1,569	➡	2,860
2人	2,089	➡	3,850
3人	2,618	➡	4,730
4人	3,137	➡	5,720
5人以上	3,667	➡	6,600

(単位:円/月)

	現行		令和8年度
業務用加算	2,618	➡	4,730

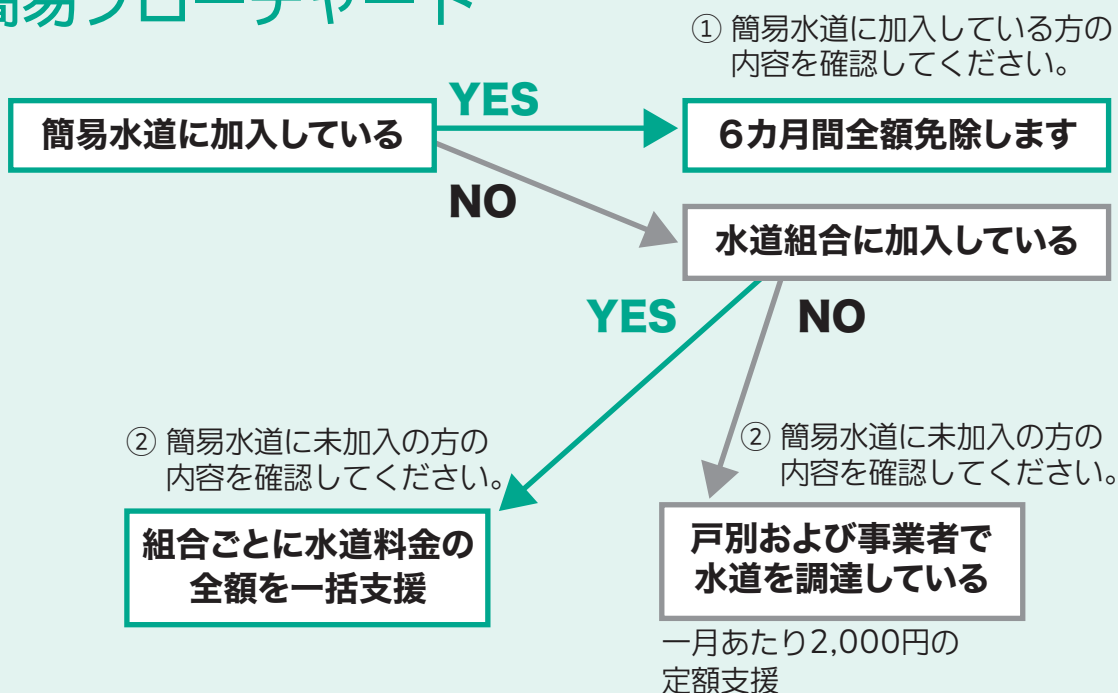
事業所等 し尿雑排水 (単位:円/月)

	現行		令和8年度
基本料金	520	➡	880
1~5人	4,187	➡	7,590
6~10人	7,853	➡	14,190
11~20人	15,187	➡	27,390
21~40人	30,902	➡	55,660
41~60人	46,618	➡	83,930
61~100人	67,569	➡	121,660
101~150人	83,284	➡	149,930
151人以上	104,236	➡	187,660

集会所等 (単位:円/月)

	現行		令和8年度
基本料金	520	➡	880
使用料	2,089	➡	3,850

簡易フローチャート



② 簡易水道に未加入の方

(1) 支援の内容

組合を設立し、水道料金を徴収している方

令和8年4月から令和8年9月までの6ヶ月間の水道料金を組合ごとに申請日を基準日とし、全額一括交付します。

戸別及び事業者で水道を調達している方

令和8年4月から令和8年9月までの6ヶ月間、定額（1月あたり2,000円）支援金を原則住所地ごとに交付します。

※同一住所地で複数申請がある場合は該当とならない場合がありますので、詳しくは上下水道課までお問い合わせください。

(2) 必要な手続き

- ・ 次の内容を確認いただき、提出期限までに必要書類を提出ください。
- ・ 申請書は勝浦町ホームページでダウンロードしていただくか、上下水道課までお越しください。

申請者	提出書類	要件
組合代表者	申請書 料金が確認できる書類 定款、組合員名簿	水道料金を定期的に徴収し運営している組織であること
住所地代表者および事業者	申請書 事業者の場合は納税証明書等事業者であることが確認できる書類	勝浦町に住所を有する方および事業者

(3) 申請期間 令和8年5月1日(金)から令和8年10月30日(金)までの間

Q & A 簡易水道未加入の方

Q 組合に加入にしているのですが申請は必要ですか？

A 個人での申請は不要です。ただし組合から一括で申請していただきますので、同意書への押印などの手続きが必要となります。

不明な点がございましたら上下水道課水道係までお問い合わせください。

☎ 上下水道課 水道係 ☎0885(42)2512

水道料金の免除等を行います

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響により日々の生活に多大な影響を受けている町民の皆さんや事業者の方々の生活への不安を軽減するため、期間を設け水道料金を免除または支援します。

・事前に簡易フローチャートからご自身の家庭の状況を確認してください。

① 簡易水道に加入している方

- (1) 免除の内容 水道料金の全額（基本料金+超過料金）
- (2) 免除期間 令和8年4月分から令和8年9月分までの6ヶ月間

※本事業については、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用しています。

Q & A 簡易水道に加入している方

Q 手続きは必要ですか？

A 不要です。

Q 全額免除となっていますが、いくらでも使えるのでしょうか？

A 可能ですが、施設に限度がありますので、過度の使用は控えていただき節水にご協力ください。

Q 検針は行うのでしょうか？

A 免除期間中におきましても、維持管理および使用水量確認等のため、検針業務は通常どおり行い、検針票についてもお配りさせていただきます。**検針票の請求予定額に金額が記載されますが、実際には料金徴収は行いませんのでご注意ください。**

Q 今回の免除措置について、上下水道課から連絡等がありますか？

A 上下水道課からお電話やご訪問をすることはありません。

Q 簡易水道に加入しており、別に個人で水道を調達しているのですが、支援はしてくれるのでしょうか？

A 簡易水道に加入されている方につきましては、簡易水道料金の免除のみとなります。

検針時に「水道ご使用量のお知らせ」を配布いたしますが、今回ご請求予定額に記載しております金額については、お支払いは不要ですのでご注意ください。

水道ご使用水量のお知らせ		水道料金等口座振替済通知書	
お客様番号 0000000-000-0		令和 8年 2月検針分	
勝浦 太郎 様 勝浦町大字久国字久保田3		ご使用水量 41m ³	
用途 一般用 メータ番号 99N130000 口径 13 簡水地区 川北簡水 (並松)		振替済金額 7,315円	
令和 8年 4月検針分		金融機関 東とくしま農協 支店名 勝浦支所	
今回指針 「 1,580 」 m ³	ご使用期間	上記の金額をご指定の口座から令和8年3月25日に引き落としさせていただきました。	
前回指針 「 1,560 」 m ³	3月15日~4月15日	勝浦町長 野上 武典	
今回ご使用水量 2.0 m ³	(前年同期使用水量 2.9 m ³)	通信欄 水道料金を全額減免しています。請求予定額に金額は記載されていますが料金徴収は行いません。過度な使用は控え、節水にご協力ください。	
今回ご請求予定額 3,850円	口座振替日 5月25日		
検針員 管理者 消費税および地方消費税相当額を含んでいます。		このお知らせで集金することはありません。また、金融機関でのお支払いにも使用できません。	
全額免除			

- (3) 実施方法
- ・口座振替の方 → 引き落としを実施しません。
(例) 4月検針分については5月25日(月)の引き落としを実施しません。
 - ・納付書払いの方 → 納付書をお送りしません。
(例) 4月検針分については5月上旬発送の納付書をお送りしません。

注意事項 水道施設に限度がありますので、過度の使用は控えていただき節水にご協力ください。

お困りではありませんか

申請期間

お申し込み・お問い合わせは建設課 ☎42-1506

危険な空き家の処分 4/6(月)～9/30(水)

老朽危険空き家除却補助金

老朽化して倒壊の危険がある空き家を除却(解体・撤去)する所有者等に対して、除却費用の一部を補助します。

補助要件及び補助金額

- ・勝浦町内の空き家(空き建築物)で、現に住宅の用(従来の用途)に供されていないもの
- ・著しく老朽化していると認められるもの(国が定める住宅の不良度の測定基準において、評点が100点以上になるもの。判定は、町が委託する空き家判定士が行います。申請者負担なし。)
- ・補助対象建物のすべてを除却すること
- ・町内に本店または支店がある業者で、建設業法による許可を受けた業者又は建設リサイクル法による登録を受けた業者が工事を請け負うこと
- ・工事は補助金の交付決定後に行われること
- ・空き建築物(倉庫、倉庫等、住宅でない建物)の場合は跡地を5年間公益的利用(近隣住民のための駐車場、地域住民のための憩いの場、狭隘道路の待避所、防災空地)のために供すること(立地上難しい場合は申請不可)
- ・跡地は雑草の繁茂や不法投棄がなされないよう、草刈等適正に管理すること
- ・家財道具、機械、浄化槽、車両等の処分費は対象外



★昨年度から対象となりました!

倒壊時に道路閉塞のおそれあり

倒壊時に道路閉塞のおそれなし

空き家

空き建築物

空き家

補助金額

上限 **80**万円

空き家解体費の
4/5以内

補助金額

上限 **80**万円

空き家解体費の
4/5以内

補助金額

上限 **40**万円

空き家解体費の
2/5以内

※跡地の利用制限なし

※跡地は公益的利用のために供すること(5年間)

※跡地の利用制限なし

【 除却後、住宅用地の固定資産税軽減の特例措置が適用されなくなる(土地の固定資産税が高くなる)場合があります 】

受付について

- ・空き家判定が済んでいない空き家は補助金申請できません。先に空き家判定からお申し込みいただきます。
- ・国費の配分枠内での執行となりますので、配分状況により申請をお待ちいただく場合があります。また、昨年度からキャンセル待ちをしていた方を優先とします。
- ・申し込み多数の場合、空き家の状態や周辺への影響を勘案し、優先順位をつけさせていただく場合があります。

ブロック塀建替え

申請期間 4/6(月)～9/30(水)

避難路等に面した危険なブロック塀の撤去や軽量なフェンス等への建替えを支援

条件:

- ・危険性が高いと認められるブロック塀で、避難路等(県道、町道、私道(2戸以上が日常使用しており幅員2.5m以上))に面していること
- ・町内業者(建設業許可、解体業登録)が施工
- ・危険なブロック塀の全てを撤去
- ・撤去後に道路面から40cmを超えるブロック塀を設置しない

補助率: 2/3

補助上限: 撤去のみ : 13.3万円

撤去+建替え: 40万円

問・建設課
☎42-1506

まだ住める状態なら...

空き家バンクに登録しませんか

町内にお持ちの空き家・空き地を移住される方に紹介することを目的として、空き家バンクへの登録物件の収集を行っています。

空き家・空き地所有者の方で、賃貸または売却してもよい物件をお持ちの方は、企画交流課(☎42-2552)までご連絡ください。



「住み続けたい」「帰ってきたい」「暮らしてみたい」誰もが幸せを感じられるまち 阿波かつうら

町内で新築する方へ

申請期間

4/6(月)~11/2(月)

建設課 ☎42-1506

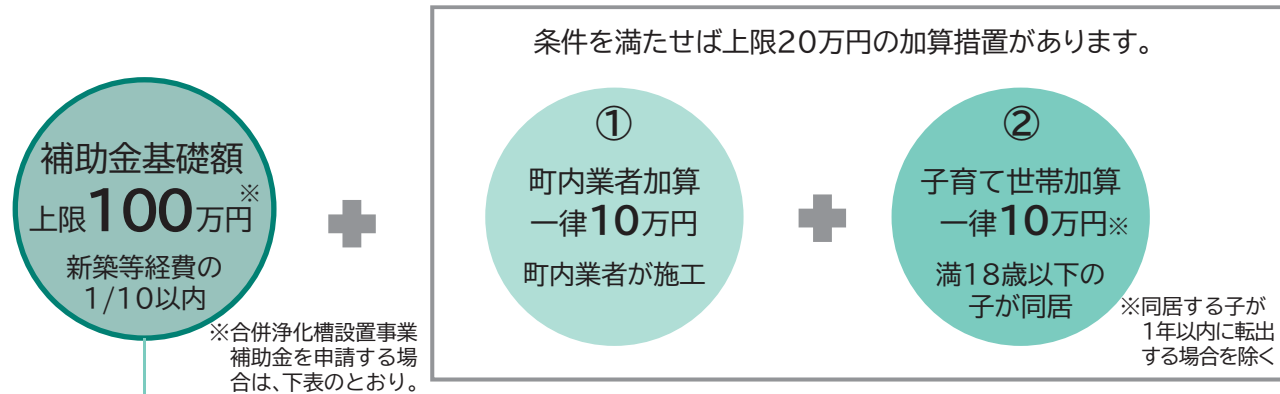
住まい応援事業補助金

住民および移住者が町内で住宅を新築、建替えまたは建築後2年以内の住宅を購入する費用の一部を補助します。昨年度より新設された合併浄化槽設置事業補助金と連携した補助となります。

補助対象となる事業および補助金額

募集戸数
10戸

- ・町内で住宅を新築・建替えをするものまたは建築後2年以内の住宅を購入するもの
- ・新築等住宅の取得にかかる契約締結の日から登記完了後1年以内のものに限る



補助金基礎額
上限100万円※
新築等経費の
1/10以内

※合併浄化槽設置事業補助金を申請する場合は、下表のとおり。

浄化槽補助金 申請の有無	浄化槽の規模	浄化槽補助金 <上下水道課に申請>	住まい補助金 (基礎額) <建設課に申請>	合計
申請する	5人槽	33万円	78万円	111万円
	7人槽	41.1万円	72.6万円	113.7万円
	10人槽	54.6万円	63.6万円	118.2万円
	11~20人槽	93.9万円	37.4万円	131.3万円
申請しない	—	—	100万円	100万円

補助条件

- ・補助金の交付を受けた日から5年以上居住すること
- ・申請者および同一世帯の者に町税等の滞納がないこと
- ・実績報告までに新築等した住宅へ住民票を異動すること
- ・令和9年3月31日(水)までに、建物の所有権保存登記(購入の場合は所有権移転登記)を完了し、町へ実績報告を出せること
- ・令和8年12月28日(月)以降はキャンセルできません

※合併浄化槽を設置する方は、事前に上下水道課(☎42-2512)にご相談ください。

令和8年度

詳細は次号広報(5月号)でお知らせします

住宅リフォーム補助金は5月中旬~受付予定!

申請書の配布

5/1(金)~

- ・建設課でお渡し
- ・町ホームページからダウンロード

受付期間(予定)

5/13(水)~5/22(金)

- ・上記期間内に提出(持参に限る)
- ・先着順ではありません

抽選日(予定)

5/26(火)

- ・募集戸数に達しないときは抽選はありません

補助条件

- ・町内業者等が施工
- ・費用が10万円以上
- ・交付決定後に着工
- ・令和9年3月31日(水)までに完了

対象者

- ・勝浦町に住民登録のある方
- ・町内の空き家を取得し居住する方
- ・空き家バンク物件を借受け、リフォーム後に転入し5年以上居住する方
- ・町税等に滞納がないこと

補助対象となる住宅

- ・申請者が所有し、現に生活の本拠として居住している専用住宅(併用住宅の場合は居住専用部分のみ対象で、居住部分が1/2以上を占めること)
- ・リフォーム後に自己が居住または第三者に貸し出す空き家
- ・固定資産税滞納物件でないこと

補助金額

上限30万円

- ・リフォーム費用の2/3以内

申請の注意

- ・事前の受付順位の確保・予約はできません
- ・施工時期や施工内容が決まってから申請すること(枠取り目的の申請不可)
- ・過去に住宅リフォーム補助金または木造住宅耐震事業のスマート化補助金の交付を受けた方および住宅は申請不可
- ・見積書は補助対象経費の項目ごとに単価・数量等明細がわかるものであること

補助対象外

- ①家電や備品の購入・設置
- ②住宅等の新築工事・建替え工事等
- ③外構工事
- ④解体工事
- ⑤交付決定前に着手する工事
- ⑥その他リフォームとみなせない工事

まったなし！ 住まいの耐震化

申請期間
4/6(月)～9/30(水)
お申し込み・お問い合わせは建設課
☎42-1506

対象となる住宅

- ・木造(在来軸組構法、伝統構法、枠組壁工法等)
- ・平成12年5月31日以前に着工
- ・3階建て以下
- ・住宅(併用住宅(居住部分が1/2以上)、共同住宅、長屋、借家、空き家を含む)

木造住宅耐震化促進事業

巨大地震に備えて、建物の倒壊や家具の転倒による圧死から身を守り、迅速に避難するためには、住まいの耐震性を確保することが重要です。勝浦町では、耐震性のない木造住宅の耐震改修工事等に補助金制度を設けています。耐震改修補助金の50万円上乘せは今年度までとなります。

まずは専門家に診てもらおう！

耐震診断

耐震診断員(建築士)がご自宅を訪問し、現地調査(外観・室内、2時間程度)を行います。後日、耐震診断員が再訪問し、診断結果をご説明します。

上部構造評点	判定
1.5以上	倒壊しない
1.0以上1.5未満	一応倒壊しない
0.7以上1.0未満	倒壊する可能性がある
0.7未満	倒壊する可能性が高い

評点とは、木造住宅の耐震性能を表す指標で、大地震の揺れに対して左のように判定します。



無料

耐震補強計画

耐震結果を元に、改修工事の参考となる補強計画案と概算費用を提示します。
対象:耐震診断で評点が1.0未満と判定(耐震シェルター設置を予定している方は申し込み不可)



無料

↓↓ 評点が1.0未満なら耐震化を！スマート化(リフォーム)も併せて実施できます ↓↓

耐震改修

★50万円増額は今年度まで

本格的な耐震補強にかかる費用(工事費や設計費)の一部を補助します。

- ★耐震診断・補強計画完了住宅のみ申し込み可能。
- ★申請時点で施工業者が決まっており、工事内容や施工時期の話し合いがある程度進んでおり、確実に実施できると見込まれる方のみ受け付けます。
- (「何も決まっていなくても先に申請だけしておく」は不可)

対象:耐震診断で評点が1.0未満と判定
条件:

- ・改修後の評点が1.0以上に改善
- ・高さ1.5m以上の家具を全て固定
- ・県に登録の耐震改修施工業者が施工
- ・感震ブレーカー(分電盤タイプ)を設置

補助率:4/5

補助上限:**160万円→210万円**(うち感震ブレーカー10万円)

↑4/17(金)までに募集戸数を上回る申し込みがあった場合は、抽選となります



スマート化(リフォーム)

住宅リフォーム補助と併用不可

耐震改修と併せて行うスマート化工事(リフォーム含む)の費用の一部を補助します。

条件:

- ・耐震改修と併せて実施
- ・スマート化工事を何か1つ実施(必須)+リフォーム工事(任意)

補助率:2/3

補助上限:30万円(町内業者が施工の場合さらに20万円上乘せ)

《スマート化工事の例》

- ・見守り機能付きトイレの設置
- ・見守りセンサーの設置
- ・スマートロックの設置
- ・地震計の設置
- ・遠隔確認機能付き宅配ボックスの設置 等



減災化(家具固定等)

★5千円の負担で減災化！感震ブレーカー設置も

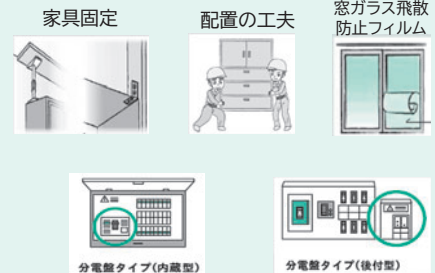
耐震化が困難な世帯向けに、家具の固定や配置の工夫・感震ブレーカー設置で減災化を支援します。(家具固定等2.5万円以内、感震ブレーカー10万円以内)

対象:現に居住しており、耐震改修していない住宅(木造・非木造)

条件:

- ・高齢者世帯(单身・夫婦)、要支援・要介護認定を受けた世帯、障がい者手帳所有者がいる世帯
- ・費用の範囲内で家具の固定、配置の工夫、窓ガラス飛散防止フィルムの貼付け等を実施
- ・感震ブレーカー(分電盤タイプ)を設置できます。

自己負担:5千円



受付中

- ・国費の配分内での募集となり、耐震診断・耐震補強計画・減災化(家具固定)については先着順で受付しますが、**耐震改修については4/17(金)までに募集戸数を上回る申し込みがあった場合は、抽選となります。**
- ・耐震診断～耐震改修のバック申請不可。**耐震改修は診断・補強計画が完了し、確実に実施する住宅のみ申し込み可。**
- ・診断・計画申し込み時に住宅の所有者が分かる書類(登記簿謄本や固定資産税納税通知書等)が必要。
- ・申込書等様式は建設課で配布のほか、町ホームページからもダウンロードできます。



「住み続けたい」「帰ってきたい」「暮らしてみたい」誰もが幸せを感じられるまち 阿波かつうら

徳島県後期高齢者医療制度 保険料

被保険者の皆様に納めていただく保険料は、公費や現役世代の支援金とともに大切な財源となり、後期高齢者医療に要する費用に充てることとなっています。

また、令和8年度から、子ども・子育て支援金制度が開始され、これまでの医療分とは別に、子ども分の保険料が新たに含まれるようになります。

被保険者の皆様には、ご負担をおかけしますが、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

【保険料額の計算】



○ 保険料(年額)は、医療分と子ども分それぞれで計算を行い合計した額になります。

※前年の総所得金額および山林所得金額ならびに株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計から地方税法に定める基礎控除額(合計所得金額が2,400万円以下の場合には43万円)を控除した額です(雑損失の繰越控除額は控除しません)。

保険料の軽減(令和8年度)

均等割額の軽減

世帯主と世帯の被保険者全員の総所得金額等を合計した額が、次に示す軽減判定基準以下の場合、均等割が軽減されます。

軽減判定基準	軽減割合
43万円+「10万円×(年金・給与所得者の数-1)」以下	医療分 7.2割
	子ども分 7割
43万円+「31万円×世帯の被保険者数」+「10万円×(年金・給与所得者の数-1)」以下	5割
43万円+「57万円×世帯の被保険者数」+「10万円×(年金・給与所得者の数-1)」以下	2割

- 軽減判定は、当該年度の4月1日(年度途中で徳島県で被保険者の資格取得した方は資格取得日)時点の世帯状況により行います。
- 軽減判定において世帯の総所得金額等の合計額を計算する際、65歳以上(※1)の方については、年金所得から15万円を控除します。
- 表中の〰部分、年金・給与所得者の数が2人以上の場合に計算します。
- 「年金・給与所得者」とは、世帯主および世帯の被保険者のうち、次のいずれかに該当する方のことです。

- ① 給与収入額(専従者給与を含まず)が55万円を超える方
- ② 65歳未満で、公的年金収入額が60万円を超える方
- ③ 65歳以上で、公的年金収入額が125万円を超える方

※1 令和8年度は、昭和36年1月1日以前に生まれた方が65歳以上となります。

被保険者の被扶養者であった場合の軽減

後期高齢者医療制度加入の前日まで被用者保険(国保・国保組合以外の健康保険)の被扶養者であった方は、所得割額の負担がなく、後期高齢者医療制度の被保険者になってから2年の間は均等割額が5割軽減されます。

ただし、該当軽減より高い軽減に該当する場合は、高い軽減割合が適用されます。

被用者保険の被扶養者であった被保険者に対する被保険者均等割軽減 (後期高齢者医療制度の被保険者になってから2年の間)	軽減割合 5割
---	------------

保険料の納め方

年間保険料額は毎年8月に決定し、お知らせします。
納付方法は、「特別徴収」と「普通徴収」の2通りで、納付先はお住まいの市町村になります。

●特別徴収(年金からの天引き)

公的年金の受給額が年額18万円以上で、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が、1回当たりに受け取る年金額の2分の1以下の方が対象です。

なお、4月から8月分については、年間保険料額決定前のため、仮の保険料額で特別徴収を行います。

●普通徴収(納付書または口座振替による納付)

特別徴収の対象とならない方については、納付書または口座振替による納付となります。

【特別徴収】の徴収例

仮徴収			本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
前年の所得が確定するまでの期間、前年度の保険料額を基に仮算定された保険料額を徴収します。			前年の所得確定後の8月に年間保険料額を決定し、その年間保険料額から仮徴収額を差し引いた額を3期に分けて徴収します。		

○新たに被保険者となった方や、お住まいの市町村が変わった方については、一定期間普通徴収となります。

☎ 徳島県後期高齢者医療広域連合事務局事業課 〒771-0135 徳島市川内町平石若松78番地1 ☎088-677-3666
または税務課(後期高齢者医療制度担当) ☎0885-42-1503 まで



国民健康保険高額療養費支給申請手続の簡素化が 70歳未満の世帯も対象となります

高額療養費とは、1か月に支払った医療費の自己負担額が高額になった場合、世帯ごとに定められた一定の額（自己負担額）を超えた金額が支給されるものです。

令和6年1月申請分から、世帯主及び世帯に属する被保険者全員が70歳に達している世帯の高額療養費の支給申請について手続の簡素化を行っていましたが、令和8年4月申請分からは全世界帯が対象となります。

これまで、70歳未満の世帯の場合、高額療養費の支給を受けるには該当月ごとに申請が必要でしたが、「国民健康保険高額療養費支給申請手続簡素化申請書」を提出することで翌月以降の申請が不要となり、高額療養費の支給がある場合は、登録した口座に自動的に高額療養費が支給されます。

◆簡素化の対象となる世帯

- 国民健康保険税の滞納がないこと
- 医療機関が実施している事業により自己負担額が無料または低額になっていないこと

◆自動振込が停止する場合

次のような場合、自動振込が停止され、診療月ごとに高額療養費の申請が必要となります。停止となった場合に通知の送付は行いません。なお、停止後に自動振込を希望する場合は再度「国民健康保険高額療養費支給申請手続簡素化申請書」の提出が必要となります。

- 世帯主及び当該世帯に属する被保険者の資格に異動があり、対象者の要件を満たさなくなった場合
- 指定した振込先口座に高額療養費が振込できなくなった場合
- 国民健康保険税に滞納が発生した場合
- 申請の内容に偽りその他不正があった場合

◆注意事項

- 簡素化申請書の提出以前のものについては、自動振込の対象となりません。従来通り支給申請が必要となります。
- 医療費の一部負担金支払状況について、勝浦町から医療機関に照会する場合があります。
- 高額療養費を自動振込した後に、その医療費の一部負担金を支払っていないことが確認された場合は支給済の高額療養費を勝浦町に返還していただきます。
- 支給済の高額療養費の額が審査等により減額となった場合には、減額された金額に相当する額を勝浦町に返還していただきます。
- 以下に当てはまる場合は、税務課国保係に連絡してください。
 - ①第三者行為又は業務上の事故による傷病において診療を受けた場合
 - ②自動振込の適用中に、新たに公費負担医療・医療費助成制度を受けることとなった場合
- 75歳到達により、後期高齢者医療制度へ移行した場合には、別途、後期高齢者医療制度において高額療養費支給申請書の提出が必要です。

令和7年中の所得申告がまだ済んでいない場合は 必ず申告を行ってください!

国民健康保険では前年の所得に応じて、国民健康保険税の算定や高額療養費の自己負担額の判定などを行います。このため国民健康保険の加入者とその世帯主は所得の申告が必要です。毎年正しい所得の申告をお願いします。

●申告をしないと、次のような不利益が生じる場合があります

【国民健康保険税の軽減措置が適用されません】

国民健康保険税は、加入者と世帯主の前年中の所得に応じて計算され、所得が一定額以下の場合軽減が適用されます。しかし、加入者と世帯主の中に一人でも申告がない方がいると、所得を正しく把握できないため、軽減の判定ができず、本来よりも国民健康保険税が高くなる場合があります。

【高額療養費の自己負担限度額や、入院時の食事自己負担額が判定できません】

所得の申告がないと、高額療養費の自己負担限度額や入院時の食事自己負担額の判定ができず、本来よりも高くなる場合があります。



「あなたのかかりつけ医として」

勝浦病院だより

▶お問い合わせ 勝浦病院 ☎0885(42)2555

国民健康保険勝浦病院 外来診療一覧表

令和8年4月1日以降

診療科			月	火	水	木	金	受付時間
内科	午前	外来1診	石橋	近藤	※徳大派遣医	松本	松本	11:30まで
		外来2診	榎原	榎原	平賀	平賀	平賀	
	午後	外来1診	石橋	榎原		松本	松本	16:30まで
		外来2診			平賀	近藤	近藤	
外科	午前	1診	小西		小西		小西	11:30まで
	午後			小西		小西		16:30まで
整形外科	午前	1診		玉置		重清		11:30まで
	午後							15:00まで
小児科	午前					徳大医師		11:30まで
	午後							15:00まで

☆受付開始は午前7時からですが、急患の場合はこの限りではありません。

☆診察開始時間

午前9時から(整形外科は午前10時からです。)

午後1時30分から

※リハビリは受付時間午前11時まで、午後1時から午後4時まで

☆予約について

内科・整形外科:予約可能です。

小児科:平日午後3時から午後5時の間にお電話下さい。

受診は予約の方優先となりますので、お早めの予約をお願いします



ムルチコーレの花が咲きました

勝浦の地域医療を考える会の皆さまに植えていただいたムルチコーレの花が咲きました。玄関ロータリーを是非ご覧ください。



4月の糖尿病教室は次のとおりです。

日	担当	内容
1日(水)	内科医師	糖尿病について
8日(水)	栄養士	食事について
15日(水)	薬剤師	薬について
22日(水)	看護師	生活と運動について

■場所 勝浦病院 1階 会議室

■時間 13:30から1時間程度

■費用 無料

■その他 お申し込みは不要で自由参加です。

※状況によっては中止となる場合もあります。

「住み続けたい」「帰ってきたい」「暮らしてみたい」
誰もが幸せを感じられるまち 阿波かつうら



みんなの
健康

4月の保健行事

▶お問い合わせ 福祉課 保健師 ☎0885(42)1502

日曜	内容	受付時間	場所	対象者	持参するもの
2木	乳児健康診査	13:00~14:00	農村環境改善センター	【乳児】令和7年5月1日~ 令和8年1月31日生まれの子	母子健康手帳 普段使用している抱っこひも等 子どもノート バスタオル1枚
	1歳児2歳児健康診査	14:00~14:30		【1歳児】令和7年4月生まれの子 【2歳児】令和6年4月生まれの子	
3金	愛育班連絡協議会	13:00~	住民福祉センター	愛育班長	筆記用具
15水	健康相談	10:00~11:00	勝浦会館	住民	健康手帳
5/14木	乳児健康診査	13:00~14:00	農村環境改善センター	【乳児】令和7年6月1日~ 令和8年2月28日生まれの子	母子健康手帳 普段使用している抱っこひも等 子どもノート バスタオル1枚
	1歳児2歳児健康診査	14:00~14:30		【1歳児】令和7年5月生まれの子 【2歳児】令和6年5月生まれの子	

※上記、乳幼児健診の受付時間に変更になる場合があります。アプリ等のお知らせをご確認ください。アプリ等は右の2次元コードを読みとりダウンロードできます。



LINE



Android



iOS

4月の介護予防行事

▶お問い合わせ 勝浦町地域包括支援センター
☎0885(42)3966

日曜	内容	受付時間	場所	対象者	持参するもの
1水	いきいき百歳体操	13:30~14:30	レヴィタかつうら	住民	タオル・飲料水
9木	イキイキ元気教室 (介護予防教室)	10:30~11:45	地域交流スペース オレンジホール (喜楽苑内)	住民(65歳以上の方)	参加費530円
16木	ぽかりんカフェ (交流カフェ)	13:30~15:00	レヴィタかつうら	住民	タオル・飲料水
22水	パワーアップ教室 (介護予防教室)	10:00~11:15	生きがいデイサービスセンター みかんの郷	住民(65歳以上の方)	参加費530円

令和8年度から妊娠28週~36週の妊婦の方を対象にRSウイルス感染症に対する母子免疫ワクチンの定期接種を開始します

予診票等関係書類の送付

対象となる方には、個別にお知らせをお送りします。
接種を受ける場合は、送付する関係書類に同封してあります説明資料を読み、効果や副反応等について御理解の上、接種を受けてください。



高齢者の肺炎球菌感染症定期予防接種についてよくある質問

Q1 高齢者の肺炎球菌感染症に対する定期接種は何回受けられますか？

A1 高齢者の肺炎球菌感染症に対する定期接種は生涯で1回のみ接種可能です。

Q2 令和8年度からなぜ、定期接種で用いるワクチンをPPSV23からPCV20に変更したのですか？

A2 PPSV23とPCV20はいずれも肺炎球菌に対するワクチンですが、ワクチン接種後の免疫を得る機序が異なっているため、ワクチンに含まれる血清型において、PCVの方がPPSVよりも高い有効性が期待でき、2024年時点で成人の侵襲性肺炎球菌感染症(※)の原因となる肺炎球菌の血清型のうち、各ワクチンに含まれる血清型の割合も概ね同等程度でした。また、安全性についてはともに特段の懸念はありません。こうした科学的知見を踏まえた審議会の議論を経て、定期接種で用いるワクチンが変更となりました。

「住み続けたい」「帰ってきたい」「暮らしてみたい」
〜誰もが幸せを感じられるまち 阿波かつうら〜



令和8年度から高齢者の肺炎球菌感染症 定期予防接種に使用するワクチンが切り替わります

国の示す方針に基づき、令和8年度から、高齢者の肺炎球菌感染症定期予防接種に使用するワクチンが、これまでの23価肺炎球菌ワクチンから**20価肺炎球菌ワクチンへ変更になります。**

定期接種として肺炎球菌ワクチンの予防接種を受ける機会は、**生涯で1度のみ**です。対象となる方には関係書類を個別に通知しています。接種をご希望の方は、予防接種の効果・副反応についてご理解の上、健康状態に合わせて早めに接種されますようお知らせします。

●高齢者肺炎球菌感染症とは

肺炎球菌感染症とは、肺炎球菌という細菌によって引き起こされる病気です。この菌は、主に気道の分泌物に含まれ、咳やくしゃみなどを通じて飛沫感染します。日本人の約5～10%の高齢者では鼻や喉の奥に菌が常在しているとされます。これらの菌が増殖し、下気道や血流中へ侵入することで、気管支炎、肺炎、敗血症などの重い合併症を起こすことがあります。

●定期接種対象者

勝浦町に住民票があり、次の①または②に該当する方のうち、接種を希望される方。

- ①接種当日に**65歳の方(65歳の誕生日の前日から66歳の誕生日を迎える前日まで)**
- ②60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓、呼吸機能に障害がある方、またはヒト免疫不全ウイルスの影響で免疫機能に障がいがある方で極度に日常生活が制限されている方(接種を希望される方は、事前に福祉課への申請が必要です。)

●使用ワクチン及び接種方法等

	変更前 (令和8年3月31日まで)	変更後 (令和8年4月1日以降)
ワクチンの種類	23価肺炎球菌莢膜 ポリサッカライドワクチン (PPSV23)	沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン (PCV20)
接種方法	皮下または筋肉内に接種	筋肉内に接種
接種回数	1回	
接種料金	4,000円(ただし生活保護の方は無料)	

●接種に必要な物

- ① 勝浦町 高齢者の肺炎球菌感染症予防接種 予診票(紫色)
- ② 接種料金4,000円(ただし、生活保護の方は無料)
- ③ マイナ保険証(または資格確認書)

●予診票の送付

▶**昭和35年4月2日～昭和36年2月28日生まれの方のうち、高齢者の肺炎球菌ワクチン(定期接種)が未接種の方**
令和7年度(65歳の誕生日を迎える月の月末)に、勝浦町から既に予診票等関係書類を送付しています。使用するワクチンが切り替わることに伴い、4月1日以降は、今お持ちの予診票が使用できません。令和8年2月末時点で、予防接種が未接種の方には、令和8年度に接種を受ける際に用いる新たな予診票等関係書類(令和8年度版)を3月下旬に送付しました。4月1日以降の接種は新たな予診票を使用し、接種を受けてください。

▶**昭和36年3月1日～昭和36年4月30日に生まれた方**

令和8年4月末に予診票等関係書類を送付します

▶**昭和36年5月1日以降に生まれた方**

65歳の誕生日を迎える月の月末に順次予診票等関係書類を送付します。

理解し、共に乗り越える

三好市立池田中学校 二年 秋田 あさひ

私の通っていた小学校では、近くにある特別支援学校との交流を行っていました。コロナ禍にはリモートでのやりとりでしたが、五年生になり、支援学校に通う生徒と一緒に授業を受けたり、業間に遊んだりして、直接交流する機会がありました。私は、最初ヘッドホンをつけて授業を受けている生徒を見かけ、ヘッドホンを付けているのはなぜだろうと、疑問に思いました。交流が始まる前に、支援学校の先生が、その理由を教えてくださいました。外部からの騒音を軽減し、静かな環境で集中するためのものだとわかりました。それ以外にも肩をたたいたり、後ろから大きな声で話しかけたりするのはいけないことだと教えてもらいました。

何度か交流を繰り返す中で、ふと今までの自分と違ってきた態度でいいのかという気持ちになり、思い切って支援学校の生徒に自分から声をかけてみることにしました。すると、それまで想像していた以上に話やすく、その後は、一緒に会話を楽しんだり、協力して活動できるようになりました。業間交流で鬼ごっこをしたときには、足が速い子や逃げるのが上手な子など、一人一人の個性を見つけ出すことができました。授業での交流では、ボッチャをしました。誰が見てもわかりやすいように絵によって得点が決まる工夫がなされています。また、支援学校と合同での夏祭りでは、支援学校の生徒と一緒に準備をしました。始めに自己紹介をし、一人一人のことをより深く知りました。準備をしている時や待っている時の会話もとても楽しかったです。学校生活の話や今流行っていることなどを話しました。自分の名前も覚えてくれていてとてもうれしかったです。

中学生になり、総合的な学習の時間に、シドニーパラリンピック車い

すバスケットボール日本代表の根木慎志さんと交流する機会がありました。根木さんは、「周りに障がいがあるんだよ。だからみんなでなくせる」という話をしてくれました。根木さんは車いすを利用しており、自分が他の階に移動する時のことを例に説明してくれました。

「車いすを利用してはいるけれど、エレベーターがあれば、移動できる。もし階段しなくても、仲間が持ち上げて協力してくれば、移動できる。周りにある障がいはみんなでなくせる」と教えてくれました。支援学校の生徒と交流を始めたときの自分は「障がい」はその人がもつもので、工夫次第でなくせるという発想はありませんでした。支援学校の生徒が付けていた騒音軽減のヘッドホンは、私たちとの関わりを減らしてしまうものではなく、周りにある障がいをなくすための道具だったのだと気づきました。後ろから肩をたたいたり、大きな声で話したりしないのも、障がいや工夫をなくすために私たちができる工夫の一つだったのだと思いました。

ボッチャをするときに絵を利用する工夫をしていたのも、わかりづらさという「障がい」をなくすための工夫といえるかもしれません。

総合的な学習で心に残っている言葉が、もう一つあります。それは、「配

慮は必要だけど遠慮はいらない」という言葉です。車いすユーザーの方が働いている会社の同僚の方がインタビューに答えている動画の中で、この言葉が出てきました。周りにある障がいをなくすための配慮は必要であっても、それは遠慮して関わらないこととはちがうのだと気づかされました。そして、最初に支援学校の生徒との交流をためらったときの自分を思い出しました。それと同時に、交流して初めて相手のことを理解でき、その人のよさや個性を見つけることができるようになった時の喜びや楽しさも思い出しました。

私は、小学校の時の体験と中学校での総合的な学習での学びから、誰かの周りに「障がい」があるとき、それを一緒に乗り越えられる人になりたいと思います。そのためにも、まず交流することが大切です。交流することこそ偏見をなくすための第一歩です。積極的にコミュニケーションをとり、その人のことを知り、しっかりと理解して接していきたいと思えます。

法務省人権擁護局・全国人権擁護委員連合会主催

「第44回全国中学生人権作文コンテスト」

徳島県大会

徳島県人権擁護委員連合会会長賞

図書館だより

★図書館が閉まっている時の返却本は、玄関横のブックポストに入れてください。
なお、CD・DVDなどは、開館時間内に館内受付カウンターに返却してください。

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

■ 休館日 □ 県立図書館協力巡回日

▶おはなし会

4/26(日) 14:00~

場所 図書館幼児コーナー

※お子さま向けのおはなしをご用意しています。ぜひお越し下さい。

図書館見学

令和8年2月18日(水)生比奈小学校から
2年生11人が図書館見学に来てくれました。



●森 斗真

僕は、勝浦町図書館には5千冊あるのかな?と聞いていましたが、4万9千5百8十5さつもあると言っていたのがびっくりしました。また、二階の博物館では化石や昔のものがいっぱいあってとてもすごい!と思いました。また、行きたいです。

●大高 絢葉

本が49585冊あることにおどろきました。図鑑や地図、マンガなど色々な本があって楽しかったです。また、二階の博物館で昔のお金や恐竜の化石がいっぱいあったり、蛇がいたりとてもすごいと思いました。

●杉山 颯次郎

僕は、勝浦町図書館に入って、びっくりしたことがあります。それは、本の数です。僕はだいたい5千冊ぐらいかなとおもっていましたが、4万9千5百8十5冊もあったことにびっくりしました。これからもいっぱい本を読みたいなと思いました。

●丸山 優奈

勝浦町図書館に本を読む場所にビデオがいっぱいあってびっくりしました。また勉強するところや本がいっぱいあってとてもすごいと思いました。また、小さい子の本を読む場所には、面白い本がたくさんあって読みたくなりました。

新着図書の一部紹介

涯しない影に	赤川次郎
ゴルフ人生、泣いて、笑って	江上 剛
DANGER	村山由佳
微笑み迷子	新堂冬樹
外の世界の話を聞かせて	江國香織
浅草観音裏小路	坂井希久子
言問ラプソディ	小野寺史宜
ギアをあげて、風を鳴らして	平石さなぎ
教場Ω	長岡弘樹
たまさかの古本屋シマウマ書房の日々	鈴木 創
今日から始める子どものスキンケアBOOK	小林智子/監修

▶児童書

ふきのとう	工藤直子
神の蝶、舞う果て	上橋菜穂子
100円ショップでそろろ!	
かんたんかわいい手芸BOOK	チョコットほか
高等専門学校 中学生のキミと学校調べ	池田亜希子

新着CDの一部紹介

10	Mrs. GREEN APPLE
AI 25th THE BEST ALIVE	A I
Laugh	幾田りら
さくら舞い散る春のうた	オムニバス
北山たけし全曲集	北山たけし
純烈15周年記念オールタイムベスト	
「これぞ純烈」	純 烈

春休み読書スタンプラリー開催中

期間中に借りた本の冊数に合わせてスタンプを押します。たくさん本を読んで景品と交換しよう!

- ▶期間 4/12(日)まで
- ▶対象 中学生以下の希望者(令和7年度卒業生まで)





勝浦町の家庭ゴミの分け方・出し方

勝浦町の基本的なゴミの分け方・出し方についてお知らせします。勝浦町では指定ゴミ袋で出されたゴミのみ収集しますので、町内取り扱い店舗で購入をしてください。

勝浦町のゴミ袋は大きく分けると3種類

下の表のように、行政区ごと、「燃えるゴミ」と「燃えないゴミ」で、出す曜日を決めています。

1. 燃えるゴミ（黄色い袋）

【例：汚れたペットボトル、金具を外した革製品など】

生ゴミは水分をよく切ってから出してください。

草・木の枝は、長さ50cm以内、太さ5cm以内のものを出してください。

※このサイズを超えるものは「金属類・その他」として出してください。


2. 燃えないゴミ

(1) ①金属類・その他、②ビンガラス類の2種類（どちらも透明の袋）


【例：汚れた飲料缶、鍋、缶詰の空き缶、茶碗など】

包丁などの鋭利なものは厚紙に包んだ上で「危険」と書いて出してください。

(2) リサイクルプラスチック類（緑の袋）

【例：がある袋・フィルム、トレイ類、ボトルなど】

この袋はゴミではなくリサイクル用として回収しています。

目印は、このマークです。汚れを落としてから出してください。汚れが落ちないものは燃えるゴミとして出してください。

「ゴミ」から「資源」に

勝浦町には、町内16カ所に地元住民の運営による分別ステーションがあります。分別ステーションでは19種類に分別した資源ゴミの回収をしています。

また、誰でも利用できる「小型家電リサイクルボックス」「古紙回収」「使用済み食用油回収」もありますので、積極的な利用をお願いします。

区分	収集日	収集地区
燃えるゴミ	祝日を除く 火、木、土	石原、沼江、掛谷、山西、中角、生名、今山、黒岩、星谷
	祝日を除く 月、水、金	久国、棚野、立川、中山、横瀬、与川内、坂本
燃えないゴミ	祝日を除く 火、木	石原、沼江、掛谷、山西、中角、生名、今山、黒岩、星谷
	祝日を除く 水、金	久国、棚野、立川、中山、横瀬、与川内、坂本
古紙回収	3/29（日）～4/3（金）	旧勝浦町農村婦人の家敷地内リサイクル保管庫
	4/5（日）～4/10（金）	勝浦町町民体育館裏リサイクル保管庫

かつうら柳壇

CMのように葉が効くのならば

年寄りの集いお喋り楽しいな
年寄りの集い優しく護られて

立川 堀 梅子

早咲きの桜こころと自己主張

一人居にハラハラ見入る決勝戦
一粒がやつと大きな白菜に

中山 溝内喜美代

8年の3月3日ゾロ目の日

どれ買おか迷いに迷う風邪薬
春雨よカラスアカア嬉しげに

生名 石田与笑

どう違う商品券とギフト券

中道は右と左にすいとられ
戦争を無き世をつくる人の智恵

横瀬 鹿背山三郎

いい言葉見つけて友に手紙書く

平凡な生き方だけど驥尾に付す
八十を過ぎて恋に鬱勃す

横瀬 変 骨 館

囁きに誘惑された日の油断
石拳に勝って荷物持っている
多数決だから数さえ有ればいい
久国 開武とおる

そばに居る母に今日は甘えてる

いつまでも子は寝てくれぬ読み聞かせ
握手する指に感じる蟻り

棚野 冴 呼 羅

添い遂げた夫はやはり世界一
貧乏と知らず濫楼を喜んだ

終活はのんびんだらりと蕩尽

棚野 田中思葦

◆ ◆ ◆ ◆ ◆
名句紹介 川上三太郎師

桜草つかめばつかめそうな風

春の空花粉しきりに花を発つ

もう一つあたまが欲しい二日酔い

8と6と3がよじれて蟻づごき

雑草は陽にも人にも楯をつき

次回作品募集

4月5日締め切り 俳句一人二句

あて先 生名 石田白萩

(義夫)

5月5日締め切り 短歌一人一首

あて先 横瀬 桜木千代子

小松島警察署からのお知らせ

春の全国交通安全運動

4/6(水)~15(水)までの間

★ 交通事故死ゼロを目指す日 4月10日(金)

- 運動重点**
- ① 通学路・生活道路における子どもを始めとする歩行者の安全確保
ドライバーの方は、通学路や住宅街ではスピードを落とし、安全運転を心がけましょう！
 - ② 「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上
スマホやカーナビを操作しながらの運転は、注意力を奪い、重大事故の原因に！
 - ③ 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底
道路(車道)の左側の端に寄って通行することが原則！
 - ④ 高齢者及び夜間の交通事故の徹底抑止
高齢者の方は、加齢による身体機能の変化に合わせた運転や行動をしましょう！



自転車安全利用5則

- ① 車道が原則、左側を通行・歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用



自転車乗車中の交通事故で亡くなられた方は

約5割が頭部に致命傷

を負っています。

自転車に乗る際は、ヘルメットを着用し安全運転に努めましょう！

心配ごと相談 ☎0885(42)4652

日時 4/3(金)・10(金)・17(金)・24(金)
13:00～16:00

場所 勝浦町住民福祉センター1階研修室
 内容 人権・行政・厚生・福祉
 ※相談日以外でも予約は承ります。

交流講座ご案内

場所 勝浦会館
 ☎0885(42)3305
 katurakaikan@outlook.jp

令和8年度 交流講座の受講生募集

今年度も下記の講座を開催します。当講座は、勝浦会館において当地域と近隣地域の方々が、それぞれの講座の中で知識を習得するとともに共通の趣味を通して、お互いが触れ合いながら親睦・交流を深め人権問題に対する理解と認識を高めていくことを目的としています。この趣旨をご理解いただき、多数のご参加をお願いします。

- 申込先 勝浦会館(申込用紙は、会館にあります)
- 開講 5月から
- 開講予定 5講座 大正琴・陶芸・生花・歌謡・踊り

(注)●参加者が少ない場合や講師の都合で開講できない場合もあります。

- 引き続き受講される方も、毎年、申込みの手続きが必要が必要です。
- 各教室には材料費等が必要が必要です。申込みの際におたずねください。

4月 休日・夜間救急当番表

受診前に必ず医療機関へ電話してください。実施医療機関の都合により変更になる場合があります。

- 勝浦町 国民健康保険勝浦病院
 夜間・休日医師、看護師が常に待機していますが、受け入れることができる症状・疾患は勤務体制により異なります。必ず事前にご確認ください。
 ☎0885(42)2555
- 上勝町 国民健康保険上勝町診療所
 夜間・休日は休診となりますが、電話での相談は可能です。
 ☎0885(44)5010
- 小松島市 休日診療:9:00～17:00まで

月日	実施医療機関	住所	電話番号
4/5(日)	金磯病院	金磯町	33-1211
12(日)	小松島病院	田浦町	33-2288
19(日)	碩心館病院	江田町	32-3555
26(日)	徳島ロイヤル病院	中田町	32-8833
29(水)	江藤病院	大林町	37-1559

休日・夜間診療については徳島新聞にも掲載されています。

まちのうごぎ

人口 ☐ 令和8年2月28日現在

世帯数	2,070戸
男性	2,131人
女性	2,307人
計	4,438人

出生	男 0人	女 1人	計 1人
死亡	男 1人	女 0人	計 1人
転入	男 0人	女 2人	計 2人
転出	男 5人	女 4人	計 9人

令和8年2月15日～3月14日 (敬称略)

お誕生おめでとう

大字沼江字天川 小布施彰太 莉奈
 大字三溪字中村 坂口里美 (94歳)

お悔やみ申します

大字沼江字西岡 山西信也 (53歳)
 大字三溪字中村 坂口里美 (94歳)

ケーブルテレビ・インターネットサービス等 お問い合わせ先

ケーブルテレビおよびインターネットサービスの故障・加入・各種変更手続き等

〈お問い合わせ窓口〉
 ケブルテレビ徳島株式会社
 ☎088(655)4000

〈受付時間〉
 平日 9:00～17:30
 土曜日 9:00～17:00(日祝日除く)

※時間外は、留守番電話にて翌営業日の対応となります。



●勝浦町からの情報受取りはこちら

 アプリ(iOS)	 アプリ(Android)	 LINE	 メール
 勝浦町役場公式X	 道の駅 ひなの里かつうら	 勝浦町観光情報サイト「阿波かつうら」	 勝浦町観光情報

救急車の要請は 0885(42)2500へ!

※緊急性のない方の利用は、おやめください。

「住み続けたい」「帰ってきたい」「暮らしてみたい」
 ～誰もが幸せを感じられるまち 阿波かつうら～